

徙ス、既ニシテ皆改テ縣トシ、尋テ之ヲ併セテ印旛縣ヲ置、又改テ千葉縣ヲ置キ上總安房ヲ兼治ス、

〔古事記上〕天菩比命之子建比良鳥命此(中略)下菟上國造(中略)等之祖也

〔先代舊事本紀十造〕印波國造

輕島豐明神○應朝御代神八井耳命八世孫伊都許利命定賜國造、

下海上國造

輕島豐明朝御世、上海上國造祖、孫久都伎直定賜國造、

〔吾妻鏡六〕文治二年二月二日庚戌二位家就諸國宰史事、條々有令申京都給事、○中略

一散位源邦業國司事

是爲御一族功士、下總國同爲御分國之間、被舉申之云云、

國府

〔倭名類聚抄五國郡〕下總國國府在葛飾郡行程上三十日、下十五日

〔成田參詣記一〕國府址 國府臺村にあり、今總寧寺領百石の地を國府臺村と稱すれど、元は市川村の内なり、古書に小符代、鴻袋、高野臺等に作るもあれど、共に、今國府臺と稱する地是なり、豆相記に險岸高壁、下帶大河、非なり、今國府臺と稱する地是なり、とは此地の形勢を盡せり、

葛飾浦名勝志に、葛西を下總國府と云たるよし、然ども東鑑を考るに、賴朝卿下總の國府に、九月

十九日より十月二日まで御陣を居られ、夫より太井隅田の兩川をわたるとあれば國府は利根

川より東の方なるべし、

〔吾妻鏡一〕治承四年九月十三日壬戌、於安房國令赴上總國給、十七日丙寅、千葉介常胤相具子息

太郎胤正、次郎師常、號相馬三郎胤成、武石四郎胤信、大須賀五郎胤道、國分六郎大夫胤賴、東嫡孫小太郎成

胤等、參會于下總國府、從軍及三百餘騎也、

〔古文帖〕細井喜三郎